

## 第1回島根県常備消防広域化検討委員会 会議要旨

日 時 平成19年9月5日(水)

13:30~15:30

場 所 県職員会館 多目的ホール

### 1. 開会

- 消防防災課長(以下、委員長選任まで「課長」という)  
(開会の言葉及び委員長選任まで進行役を務めることの承諾)

### 2. あいさつ

#### ●課長

このたび皆様には、島根県常備消防広域化検討委員会の委員就任をお願いいたしましたところ快くお引き受けいただき、深く感謝申し上げます。また、本日は大変お忙しい中、御出席いただきまして、重ねてお礼を申し上げます。

近年、全国的には、地震あるいは集中豪雨など大規模な災害が多数発生し、本県においても昨年7月の豪雨災害ではとうとう人命や貴重な財産が失われました。また、高齢化時代の突入による救急需要が増加するなど、消防には多種多様な対応が求められております。このような中、住民の生命、財産を守る消防の体制を強化するために、昨年、国は消防組織法を改正いたしました。市町村の消防の広域化を推進しているところでございます。

また、この法律に基づきまして、消防庁長官の定める基本方針において都道府県は平成19年度中に市町村の消防の広域化に関する推進計画を策定することとなりました。さらに今後でございますけれども、推進計画で広域化の対象となった市町村が広域化を行おうとするときは、その対象市町村は広域消防運営計画を作成の上、平成24年度を目途に消防の広域化を進めるということになっております。

皆様御承知のとおり本県は東西に長く、また離島もございます。そうした地理的な問題もあることから推進計画の策定に当たりましては、広域化によるメリットとあわせていわゆるデメリット、あるいは広域化した場合の課題につきましても市町村の御意見も伺いながら検討する必要があるというふうに考えております。つきましては、委員の皆様方には消防の広域化が必要と考えられる市町村の組み合わせにつきまして検討をいただき、その後、県といたしまして委員会からいただいた御意見等を踏まえ県計画を策定したいというふうに考えておりますので、どうぞ忌憚のない御意見を賜りますようお願いいたします。

本日は第1回ということでございますので、後ほど詳しく消防の広域化の概要や本県の状況、今後のスケジュールについても御説明させていただく予定にしております。どうぞよろしく御協議いただきますようお願いいたします。簡単ではございますが、開議に先立ちましてあいさつとさせていただきます。本日は、どうぞよろしくをお願いいたします。

### 3. 委員紹介

#### ●事務局

(区分毎、50音別に委員を紹介)

### 4. 検討委員会設置経緯及び委員長選任等

#### (1) 設置経緯について

#### ●事務局

(消防組織法改正、消防庁長官基本指針、県計画、市町村計画についてパンフレットにより説明)

#### (2) 委員長及び副委員長について

#### ●課長

委員長及び副委員長の選任については、先ほど説明をいたしました設置要綱の第4条に基づいて、委員の中から互選で定めることとされております。立候補もしくは御推薦等がございますか。

#### ●委員

(事務局案の提示により推薦にかえるとの案)

(拍手)

●事務局

(吉塚教授を委員長、秦委員を副委員長とする旨の提示)

(拍手)

●消防防災課長

委員長が決まりましたので、これ以降の議長は吉塚委員長さんをお願いしたいと思います。お二方は、議長席及び副委員長席の方へ移動をよろしくお願いいたします。

5. 会議公開及び幹事会

(1) 会議公開の決定について

●委員長

(会議公開に係る規定、傍聴要領について事務局説明を依頼)

●事務局

(会議公開に係る規定、傍聴要領について説明)

●委員長

(会議公開に係る規定及び傍聴要領並びに今後の傍聴人員については委員長と事務局で協議の上決定することについて、委員からの意見なしのため事務局案のとおり議決)

●委員長

前後いたしました、私、委員長に指名されました島根県立大学の吉塚でございます。きょうは消防の広域化の検討委員会ということで、私も昔、地方公務員をやっております、地域防災計画とか一生懸命、全庁挙げて、消防も非常に重要なセクションでございましたが、地域防災計画づくりに励んだ何十年前かのことを思い出しまして、引き続きこういう問題にタッチし、勉強する機会を与えていただいたことを大変幸いに思う次第であります。

先ほどお話があったように、消防本部については、お聞きしたところによると、平成9年ぐらいに県が人口10万ぐらいを単位として広域化計画を既に立てられているわけですね。その後、平成の大合併で市町村の数も減り、広域体制としては市町村としては今、一定の落ちつきが見られているわけですが、さらに広域化を30万規模でというまた新しい指針が出ていて、これにどう対応するのかというのが我々この検討委員会の中でいろいろ議論していただくことだろうと思います。いろいろ、事務局からありましたように忌憚のない御意見をさせていただいて、県がつくれます広域化計画、推進計画を充実したものにするために御協力いただきたいと思います。初動体制とか消防の車両とか職員の確保あるいは財政運営、いろんな問題が絡んでくるとは思います、皆様方、日ごろお考えになっていることをこの場でいろいろ議論いただければ、より実りのある会議になるのではないかと思います。

(2) 幹事会及び幹事について

●委員長

(幹事会について、事務局説明を依頼)

●事務局

(専門的事項を調査研究するとの幹事会の趣旨及び幹事案について説明)

●委員長

(幹事会及び幹事について、委員からの意見なしのため事務局案のとおり議決)

6. 議事

(1) 消防体制について

●委員長

まずこの資料に基づいて、先ほど課長さんから御説明ありましたように、広域化に伴っていろいろメリットもあればデメリットもあるし、それに派生しているような課題が出てくるとは思います、今のところどうということが考えられるのかということの御説明をまず伺いたいと思います。

●事務局

まず、消防体制について、現在の消防本部、消防署所の体制がどのようになっているのか御説明をさせていただきますと思います。

現在、単独で市の消防本部を設置している場合と複数の市町村で組合をつくって設置している場合の2つの場合がございます。単独で設置している場合につきましては、市の組織の一部として消防本部が形成されております。また、例えば災害等がございまして、災害対策本部というようなものは基本的には市町村の防災部署の方が受け持つと、それが連携して対応していくというような形で市の下部組織の中に消防本部が位置づけられているのが単独市での消防本部という形になっております。一方で、複数の市町村で消防本部を設置しておる場合につきましては、組合議会等がございまして、組合の方が消防本部を組織的に置いているという形になっております。消防本部は市町村の直轄ということではなく、市町村は災害部署のみを所管するというような形になっております。

それから消防本部の主な事業の概要、消防署所等の事業の概要につきましては、単独市、組合消防ほぼ同じですので、御説明をさせていただきますと思います。

主に事務処理を行う消防本部と現場業務を行う消防署所等に分かれるということになります。消防本部の方は、人事、給与、条例等を受け持つような総務課、119番通報とか派遣部隊を指示します指令課、火災の予防とか査察のような危険物、施設の査察とか、そういったものに業務をしております予防課、それから消防計画とか警防計画、そういったものを所管しております警防課、大体この4つの課から成り立っております。それから消防署所の方につきましては、救急隊、消火隊というような隊を設けてそれぞれ現場活動に従事しているというような状況でございます。この中で大きく異なりますのは、消防団事務をどこが持つのかということでございます。単独市で消防本部を設置しておる場合につきましては、大まかに言いますと消防本部の総務課の方で消防団係とか、そういったものを設けられまして消防団事務を消防本部の方が受け持っておられると。組合消防の方につきましては、消防団そのものが特別職の地方公務員ということございまして、市町村の部局の方が所管になっているということで、消防団の管轄の部署というのは組合消防では市町村のもとになりますし、単独消防本部では消防本部に置かれていることが多いというふうになっております。

続きまして、島根県の消防本部・署所の配置状況についてです。現在県内では5の市の単独消防と4の組合消防がございます。市町村合併等によりまして5つの市は単独消防になっております。それまではいずれも組合消防という形をとっておりましたが、市町村合併等によりまして単独消防という形になっております。単独消防は、下に一覧表を載せておりますが、松江、安来、出雲、大田、浜田、この5つが単独消防、組合消防としましては、雲南、江津邑智、益田、隠岐の広域連合の消防本部と、この4つが組合消防となっております。松江と出雲につきましては、松江は東出雲町の消防事務を受託していると、出雲につきましては斐川町の消防事務を受託しているということになっております。

それから説明が前後いたしますが、見ていただきますと、赤い大きな丸、これは消防本部が現在配置されているところでございます。それから少し大きい黒丸ですけども、これは署所のうちの複数部隊が配備されているところ。複数部隊といいますのは、例えば消防と救急が1回に2つの部隊が出られるという2部隊以上がある部署ということになります。それから小さな丸ですけども、これは1部隊のみ、例えば救急にもう出てしまうと次が出られないといったような、1部隊で救急と消防の方を運用しているような署所ということでございます。見ていただきますとわかるように、どこの消防本部も大体かなり面積的にも広いものでして、ほぼ均等に配置されているというような状況ではないかというふうに考えております。近接消防というのが余り見られないというのが島根県の特徴ではないかというふうに考えております。

それから、本県の主な消防本部の現状ということで一覧表にしております。松江消防から順に記載しております。面積としましては、一番大きいのが益田消防本部、それから順位と書いておりますけども、順位につきましては、下の注書きのところで全国消防長会の会員、807本部ございますけども、そのうちの面積的にはどこの順位にあるのかということ、一番広いところを1位としまして上から大きい順に並べた場合の全国順位を示しております。見ていただきますと、益田は全国で55番目に大きいと、1,000平米を超える地域につきまして100番以内に入っているというのが現状でございます。一番小さな隠岐消防でも347番ということで、中位よりも上におるというような状況でございます。

人口につきましては、松江が20万を超えていると、出雲が17万と、それ以外は10万以下の規模というふうになっております。人口も、これも先ほどと同じように多い順に並べております。一番小さい

ところで隠岐の消防が750位という形になっております。それから職員定数につきましては、消防本部の人口に応じて大体配置されているということが見てとれると思います。

それから通報件数につきましては、松江が一番多く7,106件という形になっております。下から2番目のところに全国平均を載せておりますのが、松江につきましては全国平均を上回るような通報件数が発生しておりますが、ほかの消防本部につきましては全国平均よりも下回っているという状況でございます。

それから消防予算額につきましては、これも松江消防のみが全国平均を上回っております。それ以外は全国平均以下というような予算額になっております。それから人口に占めます予算の割合ですけれども、これも松江、出雲の方が金額的には低い予算ということになっております。人口規模が大きい本部は1人当たりの予算が少ないということが見てとれると思います。それから一番右の人口1,000人当たりの職員数ですけれども、こちらの方につきましては平野部が多く、人口密度が高い消防本部ほど少ないという状況が見てとれると思います。実際に面積的にいいますと、益田とか江津邑智、雲南の面積的な規模でいいますと大体香川県ぐらいの面積を有していると、そこを大体1つの消防本部が管轄しているというのが実態でございます。

その下の方で各県の中国5県の主な消防本部の面積等も載せておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。全体としまして、全国平均を上回るようなところにつきまして、松江消防本部が該当するということが見てとれるのではないかとというのが現状でございます。

## (2) 消防広域化の概要について

### ●委員長

島根県の消防の特性について御説明ありましたが、これは非常に全国的に比べてもかなり充実した体制がとってあると思っておりますが、これをなおかつ広域化しようという場合の一般的メリットというのはどういふところにあるのかということをご説明いただければと思っております。

### ●事務局

この検討委員会では常備消防の広域化について検討していただくということになっておりますが、今現在、消防関係につきまして大きな3つについて課題といえますか、検討すべき事項があるというふうになっております。1つは常備消防の広域化、もう1点は消防指令業務の共同運用、3点目としましては消防救急無線のデジタル化というものがございます。

消防救急無線のデジタル化の方から説明をさせていただきたいと思っておりますが、こちらの方は、別途、昨年、消防救急無線の広域・共同整備検討委員会を立ち上げまして、消防救急無線のデジタル化に伴ってどのような形でデジタル化を進めていくのかということを検討しているところでございます。デジタル化につきましては、現在アナログでやっておりますけれども、すべてデジタル化に更新するということが決まっております。そちらの方に概要を載せておりますけれども、消防救急無線のデジタル化に伴いまして無線の施設、例えば中継基地、無線機器、そういったものを共同で設置するというようなことがこのデジタル化の概要でございます。効果としましては、データ通信の活用とか電波の有効利用、共同整備によりまして費用の負担軽減が図られるのではないかと効果がとして上げられております。

経過・スケジュールにつきましては、平成18年に県計画を策定しております。また、いろいろな機能を持たせるということになりますとかなり費用がかかるということもございまして、今年度、無線の仕様、方式、そういったものが消防庁の方で再度検討されることになっております。それを受けまして平成28年までにデジタル化に移行しないといけないということが出てきております。これは平成28年の5月31日を超えますともうアナログが使えない、現在の消防無線が使えないということになりますので、これまでに必ずデジタル化するという期限が定められているものでございます。

枠組みの考え方としましては、原則、地域1ブロックとして検討するというところまでが決められているところでございます。

それから真ん中の消防指令業務の共同運用ですけれども、これは消防本部間における指令業務の共同運用、119番通報をできれば共同で受ける、各2つなり3つなりの消防本部が仮に受けまして、今までですと1つずつそれぞれ指令課なりを持ってございますけれども、それを共同運用することによって経費を節減していこうというものでございます。効果としましては、災害情報の共有による迅速な対応、それから費

用の軽減が図られるという効果があるということになっております。

経過としましては、平成19年度に指令業務の広域エリアを決定するというところで、これは常備消防の広域化と非常に関連が深いということもございまして、常備消防の広域化の枠組み等がある程度決まった段階で指令業務の広域化のエリアも決定していくというような方向で考えておるところでございます。この指令業務の共同運用につきましては特に期限というのは定められておりませんが、20年度以降の更新に合わせていくなどの形で順次移行していくような方法が検討されているところでございます。

枠組みの考え方としましては、原則としましては、県域ごとに設置するということが望ましいということになっておりますけれども、地理的な事情、離島等、そういった状況も勘案しながら広域での運用を検討していくということになっております。こちらの指令業務の共同運用につきましては、この検討委員会の方で検討していただくということと、もう一つは、先ほど設置をしたと言いました消防救急無線の広域・共同整備検討委員会においても検討をするという形になっております。

それから、本委員会で常備消防の広域化の検討をしていただくということで、この委員会で検討していただく内容につきましては、消防本部の広域化ということをお願いしたいというふうに考えております。効果としましては、今、一般的に言われておりますのは住民サービスが向上すると、それから消防体制の効率化が図られると、広域化によって費用負担の軽減が図られるということが効果として上げられておるところでございます。

経過・スケジュールは、先ほど冒頭にも述べましたような形で19年度、県計画を策定して、20年から24年のところで市町村計画を策定していただくということになっております。

枠組みの考え方としましては、管轄人口は30万ということで、ただし書きといたしまして、地域事情を考慮して検討していくという形で、必ずしも人口規模にはとられないということになっております。これをこちらの方の委員会で検討していただくということになっております。

1枚めくっていただきまして、これが大体今までお話しした分のイメージということでございます。現状では、各消防本部がそれぞれ指令台も持っておりますし、それから署所もそれぞれ持っていると。そこが指令を出しまして現場に向かうということで、各消防本部にこういった形で出動しておりますので、非常にコストが大きいという、それぞれの消防本部でなかなか削減できる場所がないというのが現状ではないかというふうに考えております。

これが将来になりますと、常備消防の広域化、それから指令業務の共同運用、デジタル化といったものが総合的に展開されるようになりますと、無線の共同設置とか管理運営主体を共同運用していくと。それから指令業務について指令センターのようなものを設けてまして全体的にそこで統一的に受けると、それから各消防本部、広域化された消防本部の方へ出動指令を出していくと。消防本部の方もある程度大きくなっておりますので、出動に際しましては初期対応につきまして多くの部隊を投入できるというようなことが将来的にメリットとして考えられるのではないかとされているところでございます。

#### ●委員長

広域化の問題と並行して3つの課題を今、消防体制として見直ししているということでございます。これが3つとも関連して進めていかなきゃいけないということでもございました。

### (3) 本県のメリット・デメリットについて

引き続き、この広域化のメリット、デメリットについて、シートが準備されておりますので、それについての御説明をお願いします。

#### ●事務局

消防の広域化に係るメリット、デメリット、検討事項ということで上げております。左側に載せておりますのが一般的なメリットと言われておるものでございます。これは消防庁の方のパンフレット、先ほど見ていただきましたパンフレットの方にも載せてありますように、パンフレットの方では3ページ、4ページ、こちらの方ですね、ごらんいただければと思います。

大きな項目としまして、県の方でメリット、デメリットを考える中で一般的に言われているメリットとしまして3点大きなものを掲げております。1点目は住民サービスの向上、2点目は人員の効率化と充実と、3点目としまして基盤の強化・経費の節減というものを上げております。

住民サービスの向上につきましては、現場到着時間の短縮ということが考えられます。これは消防署

所を適正配置するということによりまして、今まで空白地帯であったようなところに新たに消防署所を再編しまして適正配置をするということで、近隣の消防本部が2つあるような場合はどちらかに統合して、もう一つの空白地帯に消防署を移すというような形で適正配置をすれば、現場到着時間の短縮が図れるのではないかと。それと所轄の区域というのがありまして、現在は、第一義的には所在地を管轄する消防本部の方が指令を出しまして近くの署所なり管内の自分のところに対応するというのが原則でございますが、すぐそこに消防署所があっても他の管内だということに来ていただけないというようなことが生じているというのも現状でございます、それが見直しによって現場にできるだけ近いこの消防署所から行けるというようなことで、住民サービスが向上されるというメリットがあると言われております。

それから消防力の強化ということで、管轄区域の境界付近、ここで例えば火災とか事故等があった場合には、同時に複数の署所から部隊が派遣できるということによって消防力の強化が図られるということが言われております。それから大規模災害時における初動体制の強化というものも図られるということが言われております。

パンフレットもあわせて見ていただきたいと思います。統合前ですと、A消防本部で例えば火災が起こった場合について、第一義的にはA消防本部から行くと、それに対応できない場合は広域応援ということで応援要請をしまして、管轄外でありますB消防本部、それでも対応できない場合はC消防本部から駆けつけるというような状況が現在の状況ですけども、これが統合されますと、通報があった分につきましまし一遍に大規模な部隊を投入できるというようなことが書かれておるところでございます。

それから、職員の効率化と充実ということでパンフレットとあわせて見ていただきたいと思いますが、各消防本部に総務部門、指令部門がありますので、こちらを集約することによって本部の総務部門の職員を現場の方へ向けられると。それによって現場の人員の強化ができるということが言われています。また、現場に派遣すると職員の専従化が図れると、それから高度な研修とか、そういったものに参加できる機会が多くなるということで、能力の向上も上がっていくというようなことが言われております。それからもう1点は、人事の硬直化の回避ということで、消防本部が大きくなりますと人員を回すということができるとようなメリットがあると言われております。

それから3点目としまして基盤強化、経費の節減ということが言われております。通信指令設備とか高機能の車両を導入するということが可能になれば、まとめてということになりますので経費的には節減になりますし、人口が多くなれば高規格の資機材が導入できるということがございます。それから車両等の重複している投資を回避することによって資機材を効率的に運用することも可能と言われております。それから財政規模拡大によって毎年度負担を平準化すると、一時的にぼんと上がる負担を平準化して全体的に押しなべて支出を考えていけるということがメリットとされております。

一方で、デメリット・検討事項ということで右側に書いておりますけども、全くメリットばかりなのかといったときに、今考えられるデメリット、それから検討事項というものについてその方に載せております。住民サービスの低下のおそれがないかと、署所の統廃合の懸念とか一本化によって窓口が遠くなるといったようなおそれが生じるのではないかと。2点目としましては、消防力の弱体化のおそれがないかと。今、消防庁の方では人員を現場に回すというようなことで説明がなされておりますけども、将来的に職員の削減につながるのではないかと、それから指令業務の統合ということになりますと、地理が不案内な職員が出てくるのではないかとといったような弱体化のおそれを懸念されております。それと市町村の防災部局とか消防団との連携が弱体化するのではないかとというようなことも考えられております。

経費の増加ということで、これは一時的に広域化することによってシステムを統合しないといけないとか、新たに開発しないといけないということや、被服、車両等の名称変更などもあるということで初期の設備費用がかかる部分が出てくると。消防力の均一のための負担増と。これは消防力の低い消防本部が高い消防本部に合わせないといけないということになれば負担がふえてくるというようなことも懸念がされておるところでございます。それから人事の硬直化を回避するためにいろいろ人事異動をするということになりますと、島根県は東西に長いということもありますので、通勤ができないということであれば宿舍等の確保も必要になってくるということがございます。それから今、単独なりでやっておる市につきましては新たな組合をつくるということになりますので、組合の事務費が新たに発生してくるのではないかと、こういった面の増加が考えられるんじゃないかということが言われております。

そのほかといたしましては、給料表が行政職の給料表を使っておられたり、公安職の給料表を使って

おられたりとまちまちでございます。それから諸手当の取り扱いもまちまちということもございまして、ここら辺の調整なり統合ということが出てくるということが懸念されております。広域化後には組織をどう運営していくのかということが検討材料ということになっております。島根県の地域特性としましては、東西に細長いということが1点、それから中山間地域が多いと、それとまた隠岐、離島を抱えていると、それから谷筋に集落が形成されているということがございます。それからもう1点は、道路の交通網が脆弱であるということが上げられると思います。検討に当たりましては、本県の地域特性に十分留意した上で検証する必要があるのではないかと。一般的に言われているメリットが本県に該当するのか、それからそこに上げておりますデメリット、検討事項等、その対応方法はどのようにしていくのかということが今後の広域化に向けての検証していただく事項になってくるというふうに考えております。

8ページ目以降ですけども、先ほど説明いたしました一般的に言われているメリットが本県に当てはめた場合どうなのかということ、こちらの方である程度まとめたもので説明をさせていただきたいと思っております。

消防署の適正配置ということでございますが、これはちょっと3ページ目に戻っていただきますと、管内の島根県の消防本部・署所の配置ということで先ほども説明をいたしましたけども、かなり今もう適正に配置がされている状況に近く署所が近接していないということがありまして、再配置の必要性というのが非常に希薄ではないかというふうに思っております。それから直近の署所から出動することで現場到着時間の短縮が可能ということで、先ほども言いましたように一定の署所間のバランスがとれておりますけども、管轄区域の見直しをすることによって現場到着時間というのは短縮される可能性は地域によってはあるということは事実であるというふうに思っております。

消防力の強化につきましては、大きくなるということで複数の署所から出動することで各署所においても出動後に残留部隊が確保できるということがございまして、休みの方の非常招集をかけて二次災害に対応しないといけないというようなところの消防本部につきましてはその点に対応できるようになりますので、非常招集によらない対応が可能というふうになるということが考えられると思います。

それと管轄区域がかなり広いということがありまして、既に今までも部隊到着までに一定の時間を要するというので、大規模災害以外では部隊の派遣、いろんなところから一遍に応援していただくというような場合についてメリットが余りないのではということが言えるのではないかと。ただ、大規模災害とか二次災害等があった場合については応援協定によらないということがありますので、迅速な対応が可能になるのではないかとこのように言えると思います。

続きまして、人員配置の効率化と充実ということで、こちらの方の人員強化とか業務専従、能力の向上ということについては、一般的に言われているメリットも本県にはやはり同じように当てはまるのではないかとこのように考えております。それから人事硬直化の回避ですけども、署所間が非常に遠方にあるということで、現場の人員を他の部署へ異動させるということになりますと、自宅から通うにしても非常に距離が出てくるということがございまして、非常招集等をした場合にはまず消防署所の方に出かける際にも時間がかかるということで、消防力が低下する部分も考えられるのではないかと。原則、現在の消防本部の管轄内での勤務が適当ではないかというふうに言えると思います。

それから、10ページ目は基盤強化と経費の節減ということで、通信指令の一元化ということで高機能指令システム導入も可能だということで、これは本県にも当てはまるのではないかとこのことであります。それから資機材の効率化・共同化ということで、はしご車とか救助工作車等の高度な車両を導入したり共同で使用するということが一般的メリットということで言われておりますけども、やはり実際に本県の場合でも消防力の整備指針上、不足している車両があるというところにつきましては、その車両を充実できる可能性はあるのではないかと。それからハシゴ車等を各消防本部が持つということになりますと、指針上では30分以内に行けるということが原則でありますけども、重複投資の可能性を回避することができるということはあるのではないかとこのように考えております。それから財政規模拡大による単年度経費の平準化については、消防庁の方で言われております一般的メリットが本県にも当てはまるのではないかとこのように考えております。

続きまして、これは先ほどのメリットに対するデメリットと検討事項ということで、対応はどのようにしたらいいのかということ、こちらの方で多少考えた部分でございます。

住民サービスの低下ということで、広域化にあわせて署所が統合される懸念があるということが言わ

れておりますけれども、今回の常備消防の広域化ということは署所の配置換えのみということが前提になっておりますので、統廃合のところは想定していないということで、余りこの部分については懸念をする必要はないのではないかというふうに考えております。

それから窓口が遠くなるということですが、許認可等の窓口が遠方になるということが懸念されておりますけれども、本部がなくなる地域では予防事務等をどこに持たせるかということで、例えば本部がなくなっても署所の方で対応するというのであれば現在とそう変わらないような対応ができるのではないかと。現に他県ではそういった事例もありますので、住民の方のサービスが低下するという事は避けられるのではないかとこのように考えております。

それから、消防力の弱体化について、職員の削減ということで本部人員が統合されて本来ですと職員が現場に出るということですが、その点が逆に財政的に厳しいということで職員が削減されるおそれはないかということも懸念がされていますが、常備消防の広域化ということで現場へ振りかえということになりますので、人員削減は今のところは想定されていないということでございます。

それから職員の地理不案内ということですが、これは仮に益田の方から松江の方に来られたといったような場合、それから松江の方が益田の地理に詳しいかといった場合については、非常に細かなところまではなかなか対応できないと。それからなかなか高齢者の方は屋号とか、そういった番地と言われることもありまして、そういうことがすぐに対応できるのかというような懸念があるということでございます。ただ、現場人員は原則として現場の管轄内で勤務をしていただく。指令人員については、最近、位置の発信地システムというようなことで、携帯電話もどこから発信をされているのかというのが徐々にわかりつつあるようなシステムが導入されております。これによってある程度対応が可能ではないかと。完全に把握できるということではございませんけれども、そういったものを使って対応できるのではないかとこのように考えております。

それから消防体制の弱体化ということで、市町村防災部局とか消防団との連携が希薄になるのではないかとこのように言われております。広域化した場合には、消防本部の組織とか市町村消防団との連携については、これは検討していく必要があるのではないかとこのように思っております。それから本部が署となった場合については、今まで本部で持っておりました予防とか警防の人員をどこに持っていくのかということが一つ検討材料となってくるのではないかと。

それからもう一つ、方面隊制度を導入する方法もあると。方面隊制度の導入というのが、ちょっとここで初めて出てきますので御説明をさせていただきたいと思いますが、消防庁の示しております市町村消防の広域化という横長の資料がお手元の方にお持ちじゃないかと思えます。

消防方面本部の運用例についてということで、これは極端な話、消防庁の方では消防の広域化に伴って県域を一つの消防本部にするといったような場合には、非常に管轄する面積も大きくなるということがございまして、遠くの消防本部にすべてを任せるといふことにした場合には、連絡調整とか管理指導などがなかなか円滑に行えないのではないかとこのように懸念されておりますので、そういったものを適正な執行を確保するというで、消防本部の下に消防本部の一部として消防方面本部というのを設置して運用することも有効な手段であるということが言われております。仮に島根県が一本化というような話にもなればこういった運用で、消防本部は一つですが、現在の例えば消防本部がA消防本部方面隊というような方面本部というような形でも運用は可能ではないかということが言われておまして、そういったものも検討していく必要があるのではないかとこのように考えております。

それと、また資料に戻っていただきたいと思いますが、あとは消防団の所管ということで、単独市で消防本部をお持ちの場合につきましては消防本部の方で団を所管しておられますけれども、広域になりますと、団の所管を再度見直す必要が生じてくるというようなことが考えられると思えます。

それから13ページの諸経費につきましては、初期投資の増加ということを考える必要が出てくると。それからその他の経費としましても、消防力を均一化することによって経費が増す可能性がある。高い方にそろえるといった場合については、そういったことがデメリットとして出てくるのではないかとこのように懸念されておりますけれども、整備指針上、消防力の均一化は求めていないと。やはり規模に応じた対応ということになりまして、現消防力が低下しない体制を図ればよいのではないかとこのように消防庁の方からは言われておるところでございます。

それから宿舎の確保ということで、先ほどお話ししましたように遠隔地勤務が想定されていませんの



で、できるだけ現在の消防本部に近いところで勤務ということで。ただし、本部統合ということになりますと、本部の方の職員さんにつきましてはどうしても各消防本部、今の消防本部から出ていただくということになりますので、検討は必要ではないかというふうに考えております。

それから組合が新たに設置すれば経費が増加するということが出てきます。それから無線とか指令台をまた別組織とする場合には、さらにまた費用が発生してくると。組合費につきましては、現在あるような組合があれば、そちらの活用を検討していくことが必要ではないかというふうに考えております。

給与等の影響につきましては、広域化後の給与の状況について給与等をどういうふうに統合しているのかとか、現状をどのようにしているのかというような先進事例の検証も必要ではないかというふうに考えております。それから広域化後の組織ということでは、消防の広域化を行った後の組織体制をどのようにしていくのかということを検討する必要があるのではないかと。

以上が消防の広域化に伴う一般的に言われているメリット、デメリットを本県に当てはめた場合の考えられる事例ということで、御説明をさせていただきました。

#### ●委員長

今の事務局からの御説明をもとにして後にいろいろ御審議いただくわけですが、今の御説明でわかりにくかったところ、理解しがたいところがありましたら御指摘いただきたいと思います。

#### ●委員

ちょっと何点かお聞きしたいと思いますけれども、消防力、組織体制、財政規模などから考えるとおおむね30万人以上の規模を一つの目標とすることが適当ですと、こうなっていますが、30万人を出された何か根拠があるのかどうなのかということが1点と、それから消防救急無線のデジタル化が平成28年の5月から始まるということですけども、要するにアナログが使えなくなるということですが、これは何か背景があるわけですか。そこをお聞きしたいということと、それから5ページのところで常備消防の広域化ということで、仮に30万ぐらいでやるとすると県下2つになるのか、あるいは隠岐を別にして3つになるのかわかりませんが、これを検討するというところだろうと思うんですけども、その右の消防指令業務の共同運用のところですね、枠組みの考え方とところで、原則、県域ごとにとありますが、「県」というのは島根県の「県」が書いてありますが、県域ごとに設置が望ましいというのは、要するに島根県で1つの設置が望ましいと、こういう意味なのですか。

それから、ただし、地理的事情がある場合はできるだけ広域での共同運用を検討して、ここのちょっと具体的な内容、どういったイメージを抱けばいいのか教えていただけたらなというふうに思っています。

#### ●事務局

1点目の30万人の根拠ということでございますが、消防庁の方での検討委員会というのを設けておられまして、そちらの方で30万人がいいと。ただ、30万人にこだわらずにできるだけ大きい方がいいという言い方になっていて、30万以上になっているから、じゃあ、今回の消防の広域化をやる必要はないということではなくて、一つは30万人というものが目安になるだろうということしかちょっとこちらの方でも聞いておりません。

それともう一つは、デジタルの背景ということでございますが、なぜデジタルにするのかといいますと、今のアナログですと、盗聴しようと思えば幾らでもできるということがありまして、秘話性の向上によるプライバシーの保護ということと、もう一つは、アナログの周波数帯は一杯一杯になっているということがございまして、そちらがもうこれ以上波がふやせないというようなこともありまして、デジタルに切りかえるということが方針として決まったところでございます。

それともう1点が、5ページ目の県域ということでございますけど、この「県」を使っております県域というのは、先ほど御指摘ありましたように、全県一本という形でのものが望ましいということで、県域という形を使わせていただいております。

それから指令台の指令業務の共同運用のところにつきましては、先ほども指令センターのようなものを一本でつくって、本来はそこから指令を出すというのが望ましいということでもありますけども、例えば隠岐とか、無線が届きにくいとかそういった状況があれば、地理的事情がある場合は考慮しながら、必要であるけども、できるだけ広域的な共同運用を図れるような形を検討するというところでございます。

#### ●委員長

ほかの委員の方。じゃあ、いろいろ出てくるとは思いますが、とりあえず先の方に進ませていただきます

す。この財政措置についてはあれですか、何か消防庁で考えておられるでしょうか。

●事務局

財政措置につきましては、先ほどの消防庁の資料の方をごらんいただきたいと思いますが、こちらに消防広域化支援対策ということの19年度版ということで示されております。いろんな情勢の変化等々でこの内容が変わってくるということも考えられるということで、年度ごとに作成しているという状況です。

市町村分につきましては、広域消防運営計画の作成経費ということで、これは20年度以降のお話になりますけども、1圏域当たり500万の特別交付税ということと、2番目につきましては、消防の広域化に伴い必要となる経費ということで、一般財源所要額の2分の1を特別交付税において措置するというようなことになっております。

3番目につきましては、消防署所等の再編ということで、消防の広域化に伴って消防力の整備指針に基づき行わなければならない広域消防運営計画に定められた消防署所等の整備につきましては充当率90%の交付税措置が30%、交付税措置率としては27%の交付税があると。それ以外の消防庁舎の整備につきましては、(2)の方の交付税措置がないパターンというものと。続きましてⅢの2の方ですけども、消防広域化対策事業ということで、広域化に伴い庁舎と一体的に整備する自主防災組織等のための訓練・研修施設等の整備につきましては、充当率75%、交付税措置が30%の起債があると。

続きまして、消防救急デジタル無線の共同運用等の関係でございますけども、これにつきましては交付税措置が50パーの交付税措置率としては45パーのものがあると。

また、消防の広域化を行う消防本部の消防防災施設等の設備については、消防防災施設等整備費補助金を優先配分するということが示されております。いわゆる広域化を行う本部の方に優先配分ということが消防庁の方から明確に言葉で示されている現状でございます。

続きまして、県の方でございますけども、今年度県の方で策定する消防広域化推進計画の策定経費としまして所要額を普通交付税において措置するというような状況になっております。これ以上の財政措置につきましては、情報が入ってきていないというのが現状でございます。

●委員

先ほどの消防広域化支援対策のところの1番で説明されました広域消防運営計画の作成経費、1圏域当たり500万円って書いてありますけども、この圏域の「圏域」というのはどういうところを指しているのですか、これ。どうも用語が何かごっちゃになって僕よくわからんのですけれど、わかりますか。

●事務局

圏域というのは、どこどこをセットで今回広域化するというところの圏域ということで、1圏域ということになっております。県全体ということではございませんで、広域化する圏域ということをとらえて1圏域当たりという言い方になっております。

●委員

例えば2つのところを1つにしたら、それが1圏域ということですか。

●委員長

そういうことですね。

それでは、消防体制について、あるいは消防広域化の概要について、本県において広域化する場合のメリット、デメリットについての御説明はいただいたと思います。

(4) 県内の各種圏域と広域化圏域例について

●委員長

それでは、具体的に県内の各種圏域と広域化圏域についての事例について御説明をいただいて、これをベースにして今後また議論をしていただきたいと思います。広域化の枠組みにかかわる国の考え方について、まず御説明いただきたいと思いますが。

●事務局

消防広域化の枠組みに係る考え方ということで、消防庁の方針をそこに載せております。1点目としましては、市町村の組み合わせに関する基準ということですけども、これは先ほども30万という話がありましたけど、一般論では災害の対応力の強化とか組織管理、財政運営の観点から消防本部の規模は大きいほど望ましいということが言われております。その上で、これからの消防に求められる消防力とか組織

体制、財政規模等を考えてみますと、管轄人口の観点からいけば30万人規模ということがここで示されて、一つの目標とすることが適当ということが盛り込まれておるところでございます。

その下にただし書きとしましては、管轄面積が広いとか非常に狭い、それから高速道があるといったような状況とか島嶼部など地理的な要件ですね、そういったもの、それから広域行政、地域の歴史、日常の生活圈、人口密度とか人口減少などの人口動態等を勘案して地域の実情に対する十分な考慮が必要だということが言われているところでございます。

一方、組み合わせの考え方としましては、県の推進計画策定時においては、基本的に最も適切なパターンを定めるということが原則ではありますが、複数通りの組み合わせを定めて情勢の変化に柔軟に対応しながら広域化を推進することも可能だということで、必ずしも一パターンを決めて、それに向かっていくということではないと言われているところでございます。

それから県の推進計画策定後に諸般の事情が変化すれば、推進計画の組み合わせとか、そういったものにもパターンが変わってくる状況も出てきますし、組み合わせによる広域化の熟度が高まった場合については、基本指針の趣旨に合致すれば県の計画を変更して新たな計画を立てることもできるということがございます。

それから広域化の組織としましては、組合か委託とどちらにするのかということもございますけれども、一方では、県が提案することが有効な場合もあるというようなことは枠組みに関して県が提案することもいいということが言われております。それともう一つは、県境を越える広域化を推進することが必要であるというような場合につきましては、各県で十分に連携をとって関係課においてそれぞれ推進計画を策定するというようになっております。

それから枠組みの考え方でございますけれども、消防庁の方のQ&Aが出ておまして、そちらの方から抜粋したものでございますが、署所が遠方の場合でもメリットはありますよということが言われておまして、管轄区域を見直すということによって現場到着時間の短縮が可能だということ、それから組織の体制とか財政基盤などのスケールメリットは面積にかかわらず実現が可能であるというようなことが言われております。30万以上の消防本部でもそういうようなスケールメリットは考えられると。

それからそこにもう一つ済みません、「圏域一消防本部の設置も可能」と、その「圏」が、ちょっとこれはこの「圏域」の「圏」じゃなくて島根県の「県」の「県域一消防本部の設置も可能」ということが消防庁の方からは言われているところでございます。

それらを念頭に置いていただきまして、実際に今、県内の各種の圏域として消防に関係するようなものがどのようなどころがあるかということをお3パターンほど載せております。1つは、救急医療体制、これはメディカルコントロール協議会というのを設置しておりますけれども、そちらの方の体制の圏域の枠組みということで、本県では今4圏域で協議会をつくっているということがございます。これはどういった協議会かといいますと、病院前の救護において医学的観点から救急救命士さんを含む救急隊員さんが行う気管挿管とか薬剤投与の応急措置をする前に医師からの指示に基づいて行ったりすることがありますので、そういった指示を受けるような病院を基幹病院としそちらの方から指示を受けるということで、どこから受けるかというようなことも含めまして県下4圏域で救命センターの設置状況等を勘案して圏域を設定したものでございます。隠岐については防災ヘリで救急搬送ということが多くて、大体中央病院の方へ搬送することが多いということで出雲の方に入っているところでございます。この4圏域としましては、今、松江、安来地区、それから出雲、大田、雲南が一つの圏域、それから江津、浜田が一つの圏域、益田は単独ですけども、一つのそこで圏域をつくっているというのが救急体制の圏域でございます。

続きまして、二次医療圏ということで、一般的な医療サービスを提供する圏域ということで、現在本県では7圏域が圏域として定められているところでございます。医療の提供をする体制を確保するために必要な圏域として設定されています。

3番目としましては、広域行政圏ということで、広域市町村圏と大都市周辺の広域圏の総称を言うわけですけども、本県としては7圏域がありまして、県民センター各事業所の管轄と同じ圏域ということでございます。これを見ていただきますと、医療圏にしましても邑智郡が大田の管内の方に含まれているということになっております。片や消防本部の方はどうかといいますと、江津邑智の消防組合ということになっておりますので、今の消防本部の組合が合致しないというようなことが発生してくると、今の消防組合とは異なった組み合わせになっているということが言えます。

17ページ目は、本県の一部事務組合とか広域連合、広域行政圏に係る協議会の一覧を示したものでございます。一番大きなところとしましては、上の2つに書いています全市町村が構成員となっております総合事務組合とか後期高齢者医療の広域連合といったものがございます。それからそれぞれ各地域に一部事務組合なり、協議会が設置をされているというような状況でございます。組合消防の方につきましては、この中に含まれてくるということでございます。

続きまして、18ページの方で消防広域化の圏域例ということで、こういった組み合わせが考えられるのかということ、これはあくまでも例示ということで、委員の皆様方にはこれにとらわれずに検討していただきたいと思っておりますけれども、いろいろ御提案があると思っておりますので、そちらの方でまたお願いしたいと思います。今、圏域例として示させていただきましますのは、一番上のその1ということで、全県一本ということの組み合わせが1つ。こういう組み合わせをする場合につきましては、先ほどお話ししましたような方面隊の方法なりも検討していかないといけないというふうに考えております。全県では6,700平米、人口は74万ということで30万をはるかにオーバーするということとなります。救急件数の方も全体ということになりますと2万6,000件ぐらいということが件数として上がってまいります。

それから2番目としましては、30万人ということで県を考えますと、2圏域ということになります。その2圏域の分け方としてどういう分け方があるのかということで考えた場合、東部、西部というような形で分けた圏域ということになります。消防本部としては松江、安来、雲南、出雲、隠岐といった今の地域と、それから大田、江津邑智、浜田、益田といったような圏域で考えられると。面積的にはほぼ等しい、ような面積になりますけれども、人口規模としては非常に東部に偏ったような状況になると。それから通報件数につきましても、やはり人口が多いところに多く集まるというような状況になってきております。これが2圏域とした場合。大田をどちらに入れるかということはあると思っておりますけれども、このようなことも考えられるのではないかと。

それからもう一つ、19ページを見ていただきたいと思っておりますけれども、3圏域ということで、県のMC協議会の枠組みをベースにいたしまして、益田地区のMC協議会を浜田と江津地区に合わせた場合の圏域ということになります。圏域としましては、そちらに書いております松江・安来・隠岐が1圏域、雲南・出雲・大田が1圏域、それから江津邑智・浜田・益田が1圏域のそれぞれ3圏域ということで、面積的には江津邑智、浜田が非常に大きくなりますが、人口的にはほぼ30万に近い。江津邑智、浜田は20万弱になりますけれども、人口的にはバランスがとれた圏域になるかというふうに考えております。あと通報件数につきましても、ほぼ同じような規模になってくるという3圏域のパターンと。

それともう一つは、県の4圏域ということで、県のMC協議会をベースにした圏域ということで、今の上の圏域の益田だけが単独で残るといった形になります。益田だけが1つの圏域として残りますけれども、ほかは広域化の枠組みでやっていくというような形になります。

この圏域の例として挙げた分につきましては、隠岐が松江、安来地域の方に全部色を同じような形でさせていただいておりますのは、隠岐消防の方が今、現状では急患搬送等は県立病院に多いということですが、21年ですか、松江日赤の方にヘリポートができるということになれば、地理的な条件とか、そういったものを考えますと、隠岐の方は松江の方に搬送する回数がふえてくるのではないかとということで、例として挙げさせていただいた場合については松江の方の圏域に含めさせていただいたというような事情がございます。これ以外に、隠岐を全く別にしたパターンというパターンも考えられるのではないかとということが考えられる圏域例ということで、お示しをさせていただきました。

#### ●委員長

この御説明に対して、御意見は後からお聞きすることにして、何か疑問点がありましたら。

#### ●委員

今の消防庁の方針の枠組みの考え方の中で、今、御説明の中に2番目の組み合わせ以外の組み合わせによる広域化の熟度が高まった場合云々と書いてありますが、新たなる計画を立てることができるというようなことですが、何かこれは特別な条件等々があるのでしょうか。

#### ●事務局

特別な条件ということに関しましてはございません。県の方で計画を策定し、市町村の方では5年間で広域化計画ということになりますけれども、その間検討していく中で違う枠組みがいいのではないかとというようなところがありますと、先ほど財政措置のとおり県計画に基づく広域化計画であれば有利な財政措

置があるというようなところもありますので、いわゆる県計画とずれてしまうとそういったものが受けられないということもありますので、臨機応変に適時適切にという表現になっておりますが、県計画を変更するというを文言に入れておかないと、その辺の都合が合わなくなるということから、こういった記載がされていると考えております。

●委員長

市町村合併のときに県が先行して合併のパターンを17ぐらいつくりましたね。しかし、実際合併して19の市町になったのですが、これは全然県がつくったパターンと違うパターンで合併したところとか結構あるわけで、ああいうことを想定すればいいのですね、この広域消防に関してもね。

このパターン以外にいろいろ考えつくところがあると思いますが、ほかに御質問ございませんでしょうか。

●委員

1つだけ考えておかななくちゃいけないのは、この県境を越える広域化を推進することが必要であると認める場合にはというのがありますが、島根県の場合にはそれは考えなくてもいいのですか、そこら辺がもし入ってくるのだったらちょっとややこしいことになりそうですけれど。

●事務局

今、県境という話が出ておまして、非常にMCとか何かでも緊密な消防本部ということでは、安来市消防本部さんが鳥取県の西部の消防本部と非常に密接に連携をとりながらいろいろやっておられますけども、今回の消防の分に関しましては、特に鳥取県さんの方からも島根県と、ということも言われておりませんので、今のところ県境を越えたというところまでの検討のところまでは考えていただかなくていいのではないかとというふうに事務局の方としては考えております。

●委員長

広島とか岡山との圏域なんかはどうなのですか。ああいう実際、今の消防体制で応援体制なんかは結構できているのですかね。

●事務局

各消防本部それぞれに接しているところの消防本部とは応援協定を結んでおられまして、災害時等についてはその協定の中でやっていただいているということではございます。ですからその県境の部分については応援協定で対応できるというふうにも考えられると思います。

●委員長

ほかに何か御質問ございませんでしょうか。

●委員

消防指令の業務の中で枠組みの考え方として30万人にとらわれないでもいいということの中で、今後の経過・スケジュールの中でデジタル化が平成28年度にはどうしてもこれが進んでくるので、この事情に合わせて運用していかなくちゃならないということと、それまでに今後いろんな枠組みを考えても、将来的には指令業務におきましては、28年までには県の考えとしては県内で一つの指令をというお考えが生まれてくるのではないかとというふうに思っているのですが、いかがなものございましょうか。

●事務局

消防救急無線の無線機器に関しましてはデジタル化ということがもう決められていますので、どうしても機器の更新というものはやむを得ないというふうに考えております。それから中継基地等をデジタル化に対応したものにはしないといけないということでは、共同でやるということは決まっておりますけども、指令業務につきましては広域化と非常に密接な関係があるということがございまして、圏域が例えば一本になるとか3カ所になるといったときに、指令をじゃあ、どうするのかということは、デジタルとはまた切り離れたところで考えていくことも可能であると思っております、28年までに必ずその指令業務も同じようにしないといけないということではないと考えております。

●事務局

ちょっと補足いたしますと、デジタル化については同一の仕様で共同して島根県内一本で平成28年度までにやるということは必要なわけですけど、デジタル化の仕様を県下一本にするからということで、指令そのものも一本にしなくちゃいけないということではないということではございまして、指令業務自体は同一の仕様であっても、当然分けて実施することも可能だということではございますので。

●委員長

それでは、これから協議に入りたいと思います。先ほどからありましたように、広域化にかかわるメリット、デメリットについていろいろ御指摘がありました。島根県が抱えているもろもろの課題に照らして非常に具体的に事務局からの御指摘があったわけですが、これ以外でも皆様方がお気づきの点がございましたら、その点も含めましていろいろ御意見を賜りたいと思います。そもそも事務局及び消防庁が出しているメリット、デメリットについての論点の整理というのがこれでいいのかどうか、漏れているところとか、もうちょっと強調したいところがございましたら御指摘いただくとありがたいのですが。

(発言なし)

●委員長

一応論点としては整理されているというふうにみなしてよろしゅうございますか。こんなもんだらうと、こういうことで御了承ですね。はい、わかりました。

それでは次に、広域化をと消防庁は言っておりますが、広域化した場合の圏域の事例いろいろ出ておりますが、これを参考にして今後どういうふうに検討していくかということについて方針をお伺いしたいと思います。

事務局から広域化についての圏域の事例の説明がありましたけども、本県で検討する広域化の枠組みとりあえず事務局が出しておられますが、これをどうするかということですね。あと、このほかにも考えられる5番目、6番目のパターンというのはあり得るのかどうかということについての御意見を伺いたいと思います。

現場専門の消防の担当の方々の幹事会で専門的な立場からいろいろ議論をしていただくことになると思いますので、我々委員会としては、その幹事会でこういうところを特に集中して特徴的に議論してほしいという注文をとりあえずきょうはつけておくということにしたらいかかと思いますが、こういうところを徹底的に幹事会で突き詰めて議論してほしいと、検討してほしいということがございましたら。

●委員

今、委員長の方からのお話もございました。細々としたことはまた幹事会等々でいろいろ議論もございます。それで委員会の方といたしまして私が思いますのは、やはり本県のこの広域再編に伴うメリット部分ですね、今あらかたこうして事務局の方でいろいろおつくりになったと思うのですが、恐らくまだまだ寄り集めますと、メリットの部分ですね、そうしたものをやはり気づいたところをしっかりと訴えていかないと、こうしたことによって前へ進んだりといいますが、前進するということはなかなか足踏み状態になるのではないかなと思ったりいたしまして、当然デメリットも出てきましようが、もっとこれ以外にもそうしたメリット等があれば、またいろいろ探っていただいて御提案いただければと思います。

●委員

一応4パターン書いてありますけども、この県下2圏域は、これは東西で人口バランスあるいは通報件数などでもかなりアンバランスが生じていますよね。ですから組み合わせを機械的な形で考えると4通りになりますけれども、この県下2圏域について、特に東部の松江、出雲市の消防本部を含めた形の統合ということになると非常に東の方が通報件数あるいは管轄の人口が多くなるという問題点がございます。

ですからこれから突っ込んで検討していく場合に、この県下2圏域を、これは出雲、隠岐及び石見で機械的に分けたんでございますけども、これについて具体的に検討していく必要があるのかということで、もし突っ込んだ検討をしていくのだったら、あらかじめある程度絞った形で県下1圏域と、あと3圏域ないし4圏域に具体的な検討を絞る必要があるのかどうかという点をちょっと御議論いただければありがたいと思っておった次第でございます。

●委員

今の圏域の検討の前提として、ちょっとごく基本的な質問をさせていただきたいのですけど。例えばこの18ページの第2圏域なのですが、赤いエリアと灰色のエリアがありまして、この2つに分けた場合だと、赤いエリアから西の黒いエリアにはいわゆる消防車両は入っていけないということになるわけですか。

●事務局

圏域があれば、大規模災害というようなことがあれば相互応援協定というのはやはり必要だと思いますので、応援協定というものの中で対応していくと。ですから赤いエリアから消防車両とか救急車両が灰

色のエリアに行くということは十分考えられるということでございます。

●委員

県を1圏域とした場合と、いわゆる緊急性あるいは現場到着時刻とか、そういったものでメリット、デメリットというのはあるのですか。

●事務局

1圏域の場合ですと、どこからでも近いところから行けということになるかと思えますけども、やはり2圏域という形でどうしても境が出てくるということになりますと、境界部分について何かあったときには、管轄というのがございますので、やはり管轄の消防本部がまず先に出かけるというのは原則でございますので、そちらから出かけるということになるかと思えます。管轄がある以上は、どうしても境界の部分についてのタイムラグというのは発生する可能性があるということでございます。

●委員

それとちょっと付随して質問なのですが、この市町村の消防の広域化FAQを読んでおまして、ちょっと用語がわからないところがありましてですね。Qの6に消防の常備化の話で非常備市町村がある都道府県云々とあるのですね。全国で12都道府県の40町村が非常備市町村となっていると。この言葉の非常備市町村の意味と、この12都道府県の中に当県で該当するものがあるかどうか、ちょっと教えていただけませんか。

●事務局

まず、当県は該当しておりません。非常備市町村というのは、常備消防が組織していないとか、通常は農業をやったりサラリーマンをやったりしておいて、団員ではあるけど、災害時だとか火災だとか、そういうときに急遽駆けつけてそういう活動をするいわゆる消防団ですね、それしかないところがこの非常備市町村という言い方をされているということでございます。

●委員

広域化のメリット、デメリットというのは先ほど整理してございました。もう少し突っ込んで整理する必要があるかもわかりませんが、このパターンごとのメリット、デメリット、こういうものも整理される必要があるのではないかなと思っています。これ以外にパターンがあればそれも加えてやらないといけないのですが、まずそれが無いと、これがいい、あれが悪いというのはなかなか半判断しづらい部分があるかなと思っていますし、それからもう一つ、県下1圏域にしますよと、こういったときに方面隊を置かないといけんって言うておられましたよね。そうすると、あんまり1圏域化しても意味がないのかなと、経費的にはですね。あるいは消防力の強化にはつながらないのではないかなというような感じがするのですが、そういったこともひっくるめて一回パターンごとに整理をしていただけたらなと思っています。

●委員長

まずは、この4つのパターンごとに圏域を分けた場合にどういうメリット、デメリットが具体的にあるかということを実際担当されている方から具体的に出していただいて整理をしていただくと、我々の議論も進むと思いますね。ぜひともお願いしたいと思います。こういう圏域化にすることによっていろんなもの見直しですね、署所の配置などの見直しもあると思います。そういうことも具体的に整理して幹事会から出していただくと、我々の議論も先に進むのではないかと思います。

それから先ほどちらっとおっしゃいましたが、消防方面本部をつくってもいいという消防庁の指針がありますけど、消防本部を1つ作って方面本部を幾つかつくとした場合に、今までの消防本部をそのままその消防方面本部に衣がえしてやるという手もあるわけですね。

●事務局

不可能ではないということですよ。それについても委員会の方で御審議をいただきたいと思っています。

●委員

そういう衣がえをする際に財政支援その他をちゃっかりいただくとか、こういう手も……。

●委員

確かに方面本部を県下1圏域とする場合はつくってもいいというようなのがありますがけども、ただ、現在の消防本部をそのまま方面本部にするというのは、これはちょっと合理化その他の面であんまりメリットがないのではないかなと思ひまして、ある程度まとめてやる必要があるのではないかなと思います。

●委員

4つか5つかとかですね。

●委員

こんなことを言っただけでは怒られるかもしれませんが、現在の消防の体制はやっぱり問題があるのです。実地でやっておられる方の御意見を僕はお聞きしたいのですが、どうも国が言うてくることはよく間違っていることがたくさんあって、そのとおりのやっとならば変なことになってしまうというのがあるわけですが、今回のことがそれに当てはまるかどうか分かりませんが、本当に現場の消防の方は今の状態で困っておられるのかどうか、あるいはこういうことを、消防庁が言うてくるようなことをやった方が本当にいいのかどうか、現場の方はどう考えておられるのかなど。

●委員

消防長会ということで9人の消防長が集まって議論するときには比較的前向きな話が多くございまして、自分のところはこういうことができなくて困っているというような話は余り出てこない、本音の部分が余り出てきてないというのが実態です。それはなぜかといいますと、自治体消防という原則の上で動いておりますから、消防長の上にはそれぞれ首長さん方がいらっしゃいますし、議会もございまして、そこで言って決まったことがそのとおりに持って帰ってできる場合もありますし、できない場合もあるというようなことで、なかなか腹割った話にならない部分もあるというのは事実でございます。ただ、このパターンごとのメリット、デメリットを議論していく中では、それぞれの消防本部が抱えている問題点、これをやっぱりさらけ出した上でないと、どれがメリットにつながるのか、どれが残る問題なのかということがわかっていかないのかなというふうな気はしているところでございます。

●委員長

大体予定した時間が来たわけですが、幹事会でどういう議論をしていただくかということについてポイントは出たと思いますので、このパターンに合わせたメリット、デメリット、諸課題ですね。今、県内の消防が抱えているようなもろもろの問題も含めてその中でいろいろ指摘していただいて議論を先に進めるといっていいと思います。そういう資料をつくっていただいて、次回この検討委員会を開催するというにいたしたいと思います。

きょうは1回目ですがなかなかまだ現状認識が主体だったと思いますから、まだまだいろいろ問題があるぞということだけはわかりましたが、特にきょう議論しておかなきゃいけないようなことがありましたら、最後です。何か御指摘いただくとありがたいのですが、よろしくごさいませう。

事務局の方はいかがでしょうか。資料とか、少し説明しておきたいもの等がございましたら。

●事務局

特にございませうが、委員さんのなかには内容的に非常に言葉一つとってもわかりにくいことなんかも多々あるかと思っております。電話でもメールでも結構ですので、いろいろそういう点がございましたら遠慮なくお気軽に声をかけていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

●委員長

委員の方々、次回からはだんだん様子もわかってくると思いますので、皆さん方、積極的に御意見を賜りたいと思います。それでは、議事は一応これで終わらせていただきたいと思います。

(5) 今後のスケジュールについて

●事務局

本日、第1回の委員会ということで、この委員会を受けまして第1回の幹事会、それから10月には第2回の幹事会を開催ということを考えております。第2回の委員会を11月に開催をしたいというふうを考えております。それを受けまして11月の下旬の方におきまして第3回の幹事会、それからパブリックコメントを実施しまして、2月に第4回の幹事会を開催させていただきます。2月末ごろに第3回の委員会で最終協議をさせていただきたいというふうを考えております。県への報告を2月末から3月ぐらいにかけてお願いをしたいというふうを考えております。それを受けまして、県の方としては、消防の広域化の推進計画を策定するというような今後のスケジュールにしております。

また、市町村への随時の説明なり御意見をいただく場につきましては、今回の委員会なり幹事会なりの協議内容につきましては御報告をさせていただきまして、それをそれぞれにまたフィードバックするような形で今後進めていきたいというふうを考えております。以上でございます。



(6) その他

●事務局

(第2回検討委員会を11月9日(金)13時30分から同場所で開催する旨、説明)

●委員

今後のスケジュールで、これを見ていまして市町村へ随時説明って書いてあるのですが、恐らく消防長さんの意見も十分聞かないといけないでしょうし、直接財政負担をされるのは恐らく市町村の首長さんところになるわけですし、きちとした報告はしながら進めていかないとなかなか難しい面があるのではないかと考えていまして、具体的にどういった形でやられるのか、ちょっと教えていただきたい。

●事務局

この委員会あるいは幹事会で方向であるとか途中経過も含めまして逐次、1つは、市長会あるいは町村会を通じまして機会を見つけてこちらから説明に行つて状況を説明し、できればトップの方の方へ説明をして、あわせて御意見をいただくということを繰り返す、繰り返すということを考えております。

●委員長

この検討委員会のメンバーでもあります柳原委員、本多委員、渡邊委員は幹事会の委員でもございますので、我々の委員会、検討委員会での議論を踏まえて、より具体的な専門家としての立場からいろいろ我々が議論しやすい材料を出していただくと、御意見を出していただくことを期待したいと思います。

じゃあ、きょうは終わらせていただいてよろしゅうございますか。

きょうは長時間御苦勞さまでございました。検討委員会を終わらせていただきます。

